

神奈川県
司法書士会
セミナー

知って正しく対処する 相続登記の義務化

2024年4月から相続登記の義務化が始まりました。
神奈川県司法書士会では市民の皆さまに制度をよく理解していただくとう
セミナーを開催します。ふるってご参加ください。

●日時
2025年 **2月16日** (日) 13:00~15:30
(12:30開場)

●会場
平塚商工会議所 3階大ホール (平塚市松風町2-10)

参加者には入場券を送ります

定員
200人
(定員を超えた場合は抽選)
事前申込制
参加無料

第1部

相続登記 義務化について

●講師：坂根 隆志
(神奈川県司法書士会会長)



1968年横浜市生まれ。97年に司法書士登録。2011年から神奈川県司法書士会理事、同会湘南支部長、同会副会長を経て23年に会長就任。17年からは藤沢市の人権擁護委員として地域貢献活動なども行っている。

第2部

知っておきたい 相続手続の基礎知識

●講師：佃 一男
(神奈川県司法書士会名誉会長)



1950年大分県生まれ。81年に司法書士登録。2001年から03年まで神奈川県司法書士会の会長を務め、同会の発展に尽力。13年から名誉会長として現在に至る。著書に「司法書士のための遺産承継業務」(日本加除出版2019年6月)ほか、論文など多数。

第3部

難あり不動産を 相続したときは

●講師：月出 正弘
(全日本不動産協会神奈川県本部理事)



1969年平塚市生まれ。2019年に(公社)全日本不動産協会神奈川県本部理事、21年からは公益事業推進委員長を務める。またNPO法人横浜市まちづくりセンターの理事長として、「不動産相続相談会」や「不動産有効活用相談会」などを主催。

〈申し込み方法〉参加ご希望の方は電話かハガキまたは裏面のFAX申込書で、代表者の郵便番号、住所、氏名、年齢、職業、電話番号と複数の場合は人数および全ての方の氏名を伝えるか、明記してお申し込みください。

〈申し込み締め切り〉2025年2月7日(金) 必着

申し込み電話

045-226-1159

(平日10:00~16:00)

※12月28日(土)~2025年1月5日(日)を除く

ハガキ送付先

〒231-0011 横浜市中区太田町2-23
神奈川新聞総合サービス
相続登記の義務化セミナー 係

メール送付先

s-uketsuke@kanagawa-shimbun.jp

FAX送付先

045-226-1176

特別相談会を同時開催!

[時間] 15:30~16:30

セミナー終了後にご参加された方からのご相談を神奈川県司法書士会の司法書士が無料で受け付けます。ご希望される方は電話で申し込むか、ハガキ、またはメールに「相談希望」と明記してください。もしくは裏面の申込書にご記入いただき、FAXをお送りください。なお相談時間は30分とさせていただきます。こちらからお送りする入場券に受付番号を明記させていただきます。なお申し込み多数の場合は抽選となりますのでご了承ください。

主催：神奈川県司法書士会

共催：神奈川新聞社 後援：横浜地方方法務局

お問い合わせ：神奈川新聞総合サービス TEL.045-226-1159
(平日10:00~16:00) ※12月28日(土)~2025年1月5日(日)を除く

※取得した個人情報は、当セミナーの応募に関してのみ使用させていただき、セミナー終了後は速やかに適切に廃棄いたします。

FAX送信先

045-226-1176

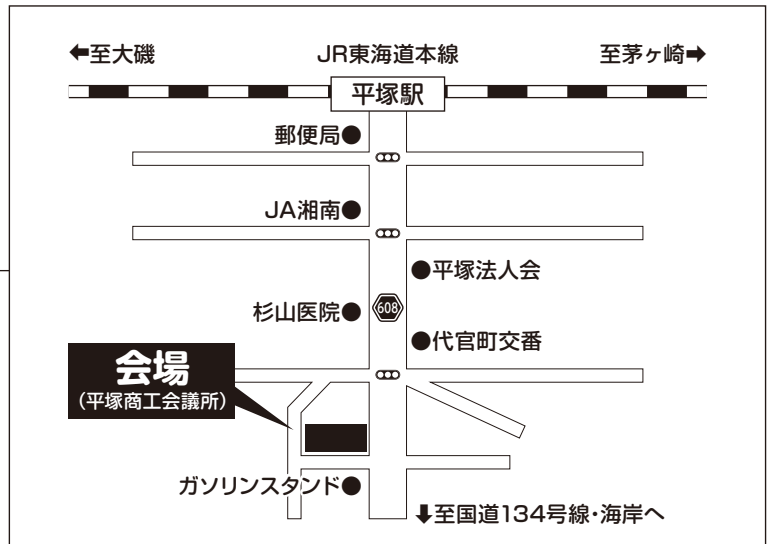
神奈川県司法書士会セミナー

知って正しく対処する相続登記の義務化

●参加ご希望の方でFAXでお申し込みの場合は、下記の申し込み用紙に記入しご送信ください。

| | | | |
|-----------|---|--------|---|
| フリガナ | | | |
| 氏名 | | 年齢 | 歳 |
| 住所 | 〒 | 職業 | |
| 電話番号 | — — | | |
| 他の参加人数 | | 他参加者氏名 | |
| | 人 | | |
| 特別相談会申し込み | <input type="checkbox"/> 相談希望 相談を希望する方は <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。 | | |

〈会場案内図〉



申し込み締め切り

2025年2月7日(金)必着

●会場
平塚商工会議所 3階大ホール
(平塚市松風町2-10)

JR東海道線「平塚駅」南口より徒歩7分

※駐車場のご用意がございませんので、ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださるよう、お願い申し上げます。

お問い合わせ: 神奈川新聞総合サービス TEL.045-226-1159(平日10:00~16:00) *12月28日(土)~2025年1月5日(日)を除く